

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和7年9月1日
日田市長 椋野 美智子

市町村名 (市町村コード)	日田市 (442046)
地域名 (地域内農業集落名)	天 瀬 (苗代部、うそ野尾、川原、台上、台下、漆原、塔ノ本、花香、中村、柚ノ木、下ノ釣、上ノ釣、山ノ釣、大島、池ノ原、本村、高倉、尾戸、奥畑、高塚、草三郎、金ヶ塔、袋、黒谷、高尾、矢瀬、塩井、榎釣、本城1、本城2、本城3、中釣、八久保、栗宮、栃井、新城、五馬上、五馬下、山口、西、田代、福島、古園、桜竹、赤岩、荒山、杉河内、出口1、出口2、出口3、出口4、出口5、出口6、出口7、出口8、近原、古賀、塚田下、塚田上)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月6日 (第6回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・天瀬地区の農業は、市町村合併以前から米、野菜、果樹、椎茸、肉用牛を組み合わせた複合経営が営まれてきた。また、一部ではガラスハウス団地が形成され、トマト、花卉栽培が行われている。その他、台地を活用した梨、ぶどう、白ねぎ、ピーマン、にんにくの栽培が盛んで、産直向けの野菜栽培も行われている。

・女子畑地区では、令和2年九州北部豪雨災害による被害農地の復旧工事が令和5年度末で終了した。また、東部の杉河内地区においては、約11haの基盤整備事業が現在も進められている。

・天瀬地区においても高齢化は進み、70歳以上の農業者が6割を超え、後継者、担い手不足は深刻な状況であり、法人組織を軸に、中心経営体とのマッチングが強く求められている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻以外に収益性の高い果樹、野菜などの園芸作物の生産に取り組む。

・生産条件の不利な農地については、できる限り荒廃を防止するとともに、農業法人や企業参入等の担い手への集積を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,099.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	739.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度等の取組地域を中心に毎年、貸付け等の意向調査を行い、貸付け等の意向が確認された農地は担い手とマッチングする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、出し手は可能な限り農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の経営が困難になった場合には、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えができるよう、農地中間管理機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、進入路の整備や農地の区画化・汎用化等の基盤整備の取組を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・仕事を退職する世代の就農支援を行うとともに、作業の担い手組織として育成する。 ・農業法人や個人の担い手の新規参入を促す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
必要に応じて、農作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策※	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ、鹿の被害が多発しており、補助事業を活用した防護柵の設置、設置後の適切な管理を行う。
 ⑤果樹栽培の多い当地区については、今後も新しい技術を取り入れながら、経営発展に努める。
 ⑦中山間地域等直接支払交付金の事業を活用し、農地や農道等の保全管理の取組を進める。